

特別児童扶養手当に係る所得限度額

請求者、その配偶者または生計同一の扶養義務者(父母・祖父母・子・きょうだいなど)の前年の所得(1月から6月までに請求する人については前々年の所得)が次表の額以上であるときには、手当は支給されません。

所得限度額

扶養親族の数	請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
以降1人につき	380,000 円加算	213,000 円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円	扶養親族が2人以上で、うち老人扶養親族がある場合は老人扶養親族1人につき(扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき)6万円